

令和 8 年度

病院勤務医及び看護職員の負担の軽減並びに処遇の改善に資する計画

【島根県立こころの医療センター】

1. 医師・看護師等の業務分担

(基本的な考え方)

当院においては、良質な医療を継続的に提供するという基本的な考え方の下、医師、看護師等の医療関係職の医療の専門職種が専門性を必要とする業務に専念することにより、効率的な業務運営がなされるよう、適切な人員配置を行うと共に、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の間での適切な役割分担を行う。

(1) 医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担

診断書、介護保険法に基づく主治医意見書等の作成にあたっては、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行（下書き）することが可能であるので、医師の負担軽減のため可能な限りこうした運用を拡大していく。

また、院内で行われる各種委員会等の用に供するための資料の作成など、必ずしも医師や看護師等の医療関係職の判断を必要としない書類作成等に係る事務については、事務職員の積極的な活用を図る。さらに、看護補助者を配置し、看護師長及び看護職員の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清拭、排泄、入浴、移動等）のほか、病室内の環境整備、ベッドメイキング等の業務を行うこととする。

このように医師や看護師等の医療関係職を本来の業務に集中させることにより、医師や看護師等の医療関係職の負担の軽減を図る。

(2) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担

医師と看護師等の医療関係職との間の役割分担については、以下のような役割分担を進めることで、医師が医師でなければ対応できない業務により集中することが出来るように努める。

①薬剤投与の調節

患者に起こりうる病態の変化に応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化に応じた適切な看護を行う。

②静脈注射

医師の指示の元に看護職員が行う静脈注射及び留置針によるルート確保については、看護職員の積極的な活用を図る。

③入院中の療養生活に関する対応

入院中の患者の療養生活全般について、現在行われている治療との関係に配慮し、看護職員が医師の治療方針や患者の状態を踏まえて積極的に対応することにより、効率的な病棟運営や患者サービスの質の向上、医師の負担の軽減を図る。

④患者・家族への説明

医師の治療方針の決定や病状の説明等の前後に、看護職員が患者との診察前の事前の面談による情報収集や補足的な説明を行うとともに、患者、家族等の要望を傾聴し、医師と患者、家族等が十分な意思疎通を取れるよう調整を行う。

⑤採血、検査についての説明

採血、検査説明について、医師と看護職員及び臨床検査技師との適切な業務分担を導入することにより、医師等の負担の軽減を図る。

⑥薬剤の管理及び処方支援

薬剤師は病棟等の薬剤管理及び薬剤使用時の処方監査を徹底し、持参薬確認、医薬品情報提供、処方提案、処方修正等、安全で有効・良質な薬物療法の実施を支援する。

一部の薬剤については、薬剤師による検査オーダーを実施し、医師の負担軽減を図る。

2. 医師事務作業補助者の配置

医師の負担軽減を図るため、医師事務作業補助者を3名配置する。

医師事務作業補助者は、1（1）前段の業務を行うほか、その他の具体的業務については別に定める。

3. 連続当直を行わない勤務体制の実施

医師の勤務計画作成にあたっては、医師の希望も考慮し、連続当直とならない勤務調整を行う。

4. 複数主治医制の実施

対応が困難な患者について、複数主治医制を導入している。今後は、更なる医師の負担軽減のため、対象範囲の拡大を図る。

5. 手当の支給による処遇改善

以下の手当を制度化することにより、医師・看護師等の処遇改善を図る。

①管理職員緊急業務従事手当

管理職手当が支給される職員の正規の勤務時間外の緊急又は臨時業務に従事した場合に手当を支給する。

②看護中間管理業務手当

看護師長又は副看護師長が外来・病棟運営等の中間管理業務に従事した場合に手当を支給する。

③看護師等の夜勤者に対する夜間特殊勤務手当

6. 看護補助者の配置

看護職員の負担軽減を図るため、看護補助者を配置する。

看護補助者が行う業務については、別に定める。

7. 院内保育所の拡充

病院局では、平成22年4月から院内保育所の運用を開始、子育て中の医師・看護職員等の負担軽減を図ってきた。平成25年度に増築、定員85名に増員となった。

8. 育児や家族の介護が必要な医師・看護師等が働きやすい環境の整備

育児・介護休業法第23条第1項及び第3項又は第24条の規定による、育児及び介護のための制度（育児休業、介護休暇、育児短時間勤務、育児・介護時間等）が取得しやすく、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備する。

9. 勤務環境の改善とスタッフ支援

勤務環境改善検討会を設置し、勤務環境の改善に努めると共に、ワーク・ライフ・バランスを尊重したすべての職員にとって働きやすく、また働き続けることができる職場を目指す。

10. 休暇の取得の推進・時間外勤務の削減の取り組み

業務管理を適切に行い、年次有給休暇・リフレッシュ休暇等の計画的な取得や、時間外勤務の削減を図る。